

# 市民説明会のお知らせ

## 保健所がより身近になります

茅ヶ崎市では、市民のみなさまの健康を守り、増進させるため、現在は神奈川県が運営している保健所（保健福祉事務所）の地域保健・公衆衛生業務を引き継ぎ、市が自ら保健所を設置・運営する「保健所政令市」へ移行するための準備を進めています。

平成29年4月の移行を目指しているぞよ



## 何が変わるの？

- 県の保健所と市の保健センターの機能を一体化して、よりきめ細やかな保健サービスを提供します。
- 迅速・的確な健康危機管理体制を構築します。
- 総合的な地域保健・公衆衛生施策を推進します。
- より自主的・自立的な市政の推進を図ります。

### 【説明会開催日時】

第1回 7月24日（木）午前10時～11時30分

第2回 7月30日（水）午後6時30分～8時

第3回 8月 3日（日）午前10時～11時30分

※1 各回とも説明の内容は同じです。

※2 事前の申込みは不要です。当日会場へお越しください。

入場は無料です。

※3 車で来場される場合は、茅ヶ崎駐車場をご利用ください。

### 【会場】：各回とも

茅ヶ崎市役所分庁舎 6階コミュニティホール

### 【お問い合わせは】

茅ヶ崎市 保健福祉部 保健福祉課 保健所準備担当

電話 0467(82)1111 内線3392-3393



茅ヶ崎市は保健所政令市への移行準備を進めています

茅ヶ崎市は

# なぜ、保健所政令市を目指しているの？

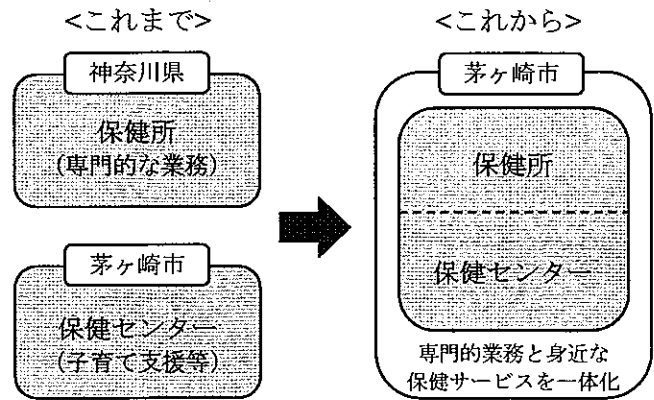
茅ヶ崎市では以前より、保健所政令市への移行を内部で検討していましたが、平成25年2月、県は緊急財政対策として、保健所（保健福祉事務所：茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目）を衛生研究所（茅ヶ崎市下町屋一丁目）内に移転する方向で検討すると発表しました。本市は保健所を利用する市民のみならずの利便を損なうことがないように、同年8月に市自らが保健所を設置・運営する保健所政令市へ移行することを正式に県に要望したところ、当面、現在地で保健所の運営が継続されることになりました。

市では、市民のみならずの健康を守り、増進させるため、よりきめ細やかで迅速な保健サービスを提供するとともに、公衆衛生を向上させることにより、市民のだれもがいつまでも健康で暮らせる地域づくりを目指して、現在は県が運営している保健所の地域保健・公衆衛生業務を引き継ぎ、平成29年4月に保健所政令市へ移行することを目標に検討・準備を進めています。

## 何が変わるの？～保健所政令市に移行する意義

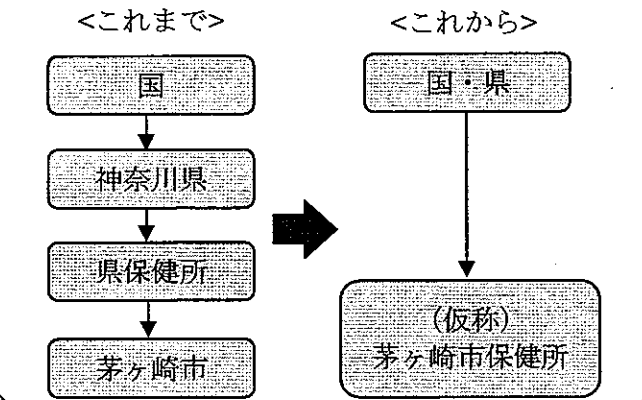
### ① 県保健所と市保健センターの機能を一体化

保健所の専門的で高度な業務機能と、子育て支援や健康づくり等で市民に身近な保健センターの機能を一体化させ、よりきめ細やかで総合的な保健サービスを提供します。



### ② 迅速・的確な健康危機管理体制を構築

食の安全や感染症などの健康危機等に関する重要な情報が、県を経由せずに直接国から入手できるものが増えることから、迅速な初動と的確な対応に着手できる体制になります。



### ③ 総合的な地域保健・公衆衛生施策の推進

これまで県と市が分担して行ってきた業務を一体化することにより、本市の地域保健・公衆衛生に関する施策を総合的に推進できるようになると期待されます。

### ④ より自主的・自立的な市政の推進

保健所政令市に移行することにより、県から市への権限移譲の取り組みをさらに進め、新たな権限と責任に基づき、より自主的・自立的な市政の推進を図っていきます。

4つのポイントぞよ



## 市民説明会のご案内

### 【説明会開催日時】

第1回 7月24日(木) 午前10時～11時30分

第2回 7月30日(水) 午後6時30分～8時

第3回 8月3日(日) 午前10時～11時30分

※1 各回とも説明の内容は同じです。

※2 事前の申込みは不要です。当日会場へお越しください。

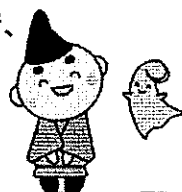
入場は無料です。

※3 車で来場される場合は、茅ヶ崎駐車場をご利用ください。

(料金は原則3時間まで免除となりますので、

駐車券を会場までお持ちください)

みなさまのご来場をお待ちしているぞよ



### 【会場】：各回とも

茅ヶ崎市役所分庁舎 6階コミュニティホール

